附則第六十三条第二項中「寡婦加算調整対象年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第六十四条第二項第一号中「遺族基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第五号中「当該給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

附則第六十四条の二中「受けている者の国民年金手帳その他のその者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則第六十五条第一項中「同令」を「昭和六十一年国共済経過措置政令」に、「同法」を「旧国共済法」に改め、同条第二項第二号中「通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。以下同じ。）の裁定を受けている者にあっては、通算遺族年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則第六十六条第二項第二号中「遺族年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同条第三項を削る。

附則第六十七条第二項第二号中「遺族年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則六十八条第一項中「第六十三条第一項の規定により」を「第六十七条第一項の規定により所在不明である受給権者の」に、「を受ける権利を失った者がある場合において、その転給」を「（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。以下同じ。）の支給の停止」に改め、同項第三号中「失権した者」を「所在不明である受給権者」に改め、「、失権の事由、失権の年月日」を削り、同条第二項第一号中「失権した者の通算遺族年金の年金証書」を「行方不明である受給権者の国民年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第二号中「第六十三条第一項各号のいずれか」を「第六十七条第一項の規定」に改め、同項第五号中「当該給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

附則第六十九条中「子の年金証書」を「子の国民年金手帳その他の当該子の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

附則第七十条第二項第二号中「遺族年金等の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

附則第七十一条第三項第三号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている遺族年金等に係るものを除く。）」を加える。

附則第七十四条の四中「法第七十八条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「前条の書類等」の下に「又は附則第二十八条の二若しくは附則第五十三条の二の規定により準用するものとされた厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）」を加える。

附則第七十四条の五第一項及び第七十四条の六第一項中「平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第七十五条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

附則第七十九条中「及び第八十七条」を「、第八十七条」に改め、「除く。）」の下に「及び第八十七条の二」を加える。

附則第八十条中「他の遺族厚生年金」の下に「（同一の実施機関が支給するものに限る。）」を加える。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第七条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項第一号中「附則第十八条第一項」を「第八十四条の五第一項」に改め、「という。）」の下に「及び同条第二項に規定する政府の負担（次号において「政府負担」という。）」を加え、同項第二号中「拠出金」の下に「及び政府負担」を加える。

（厚生年金保険法施行令第三条の十三に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第八条　厚生年金保険法施行令第三条の十三に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「第三条の十三」を「第三条の十六」に改める。

第二条中「第三条の十三」を「第三条の十六」に、「第十八条第四項」を「第十八条第六項」に改める。

（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第九条　国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十八条第四項」を「第十八条第六項」に改める。

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第十条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第三条第一項第二号ロ及び第六号、第六条第一項第一号ロ、第五号及び第六号、第七条第一項第二号並びに第二十五条第二号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

様式第一号、様式第二号、様式第三号、様式第四号、様式第五号及び様式第六号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第十一条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第一項第六号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則（第十四条第一項及び第二項を除く。）中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に改める。

附則第十四条第一項第七号中「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項第六号中「当該年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同項第八号中「第四十四条の三第一項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十四条の三第一項」を加え、同条第四項第五号中「第四十四条の三第一項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項」を加える。